

## 第3章 土木建築工事仕様

### 第1節 計画基本事項

本施設の意匠計画は、基本的にリサイクル施設の持つ迷惑施設のイメージを一新する美観を持ち、かつ、周辺環境との調和のとれたものとし、地域再生施設としての位置づけを持つ都市施設に合致したものとすること。また、下記の点に留意した計画であること。

#### 1 計画方針

- 1) 本計画では、ペットボトル減容施設・管理施設の他ごみ計量機施設を計画するものであるが、各々の施設は有機的に結合し調和のとれた相互配置計画とすること。
- 2) ペットボトル減容施設・管理施設及びごみ計量機施設は一体として、相互の利便性を考慮した計画とすること。
- 3) 作業車（収集車、搬出車）動線と一般車動線は、相互の安全を図るため動線方向を同じ（一方通行）として流れに溶け込める様にする。
- 4) ペットボトル減容施設と管理施設の内部連絡を確保すると共に、便所への外部からの連絡も確保すること。
- 5) 冬季における気象条件を十分配慮（凍結、積雪、つらら等）すること。

#### 2 計画概要

##### 1) 工事範囲

本工事は下記工事一式とする。

- ① 建築工事（ストックヤード、ペットボトル処理施設、管理施設）
- ② 電気設備工事
- ③ 機械設備工事（計量機、ペットボトル選別及び圧縮設備）
- ④ 合併浄化槽設置工事
- ⑤ 外溝工事（構内道路、門扉・フェンス工事等）
- ⑥ 一部復旧工事（敷地西側斜面復旧）
- ⑦ 解体工事（既存管理棟、既存計量機、仮設ペットボトル減容機）
- ⑧ 既設加圧ポンプ移設及び仮設汚水槽撤去

## 2) 仮設計画

受注者は工事着手前に仮設計画書を発注者に提出し承諾を得ること。

### (1) 仮囲い

工事区域を明確にし、工事現場内の安全と第三者の侵入を防ぐため建設用地の必要箇所に仮囲い等を施工すること。

### (2) 仮設駐車場

仮設駐車場については発注者と協議のうえ施工すること。

### (3) 仮設事務所

協議のうえ決定すること。

### (4) 工事用の電力、用水及び電話

正式引渡までの工事用電力、用水及び電話は受注者の負担にて、関係官庁と協議のうえ諸手続きをもって手配すること。

### (5) 仮設トイレ

仮設トイレは洋式トイレ設置に努めること。

## 3) 安全対策

受注者は、その責任において工事中の安全に十分配慮し、工事車両を含む周辺の交通安全、防火防災を含む現場安全管理に万全の対策を講ずること。

工事車両の出入りについては、既存道路の運営及び周辺の一般道に対し迷惑とならないよう配慮するものとし、特に場内が汚れて泥等を排出する恐れのある時は、場内で泥を落とすなど、周辺の汚損防止対策を講ずること。工事に当たっては、車両の通行に十分考慮すること。

## 4) 地質調査

必要に応じ、調査を実施すること。

## 5) 掘削工事

地下掘削に伴う工事においては必要に応じ、掘削工事着工に先立ち地盤状況等の検討を十分に行い、工事の進捗状況に支障が起きないようにすること。

### 3 施設

#### 1) 一般事項

- (1) 敷地内の配置については、日常の車両や職員の動線を考慮して合理的に配置するとともに、定期補修整備などの際に必要なスペースや機器の搬出入手段にも配慮すること。
- (2) 大規模改修が容易に行うことが可能となる配置及び建屋構造を計画すること。
- (3) 管理居室部分は、機能・居住性を十分考慮するとともに、明るく清潔なイメージとし、採光、バリアフリーを考慮して計画すること。

#### 2) 車両動線計画

- (1) 本施設に関係する車両の種類、台数等を十分に考慮し、円滑な流れの確保と安全性の高い動線計画を行うこと。
- (2) 構内道路動線は、一方通行を主とし、切り返しは極力さけるものとする。また、車種に対応した十分な幅員、回転半径を確保すること。
- (3) 車両動線計画は、別添の施設配置及び車両動線参考図を基本とする。ただし、施設への出入口は安全配慮して計画すること。

## 第2節 建築工事

### 1 全体計画

#### 1) 設計方針

- (1) 建物の配置は発注者が指示する計画に基づき、経済性・安全性・美観・維持管理の容易性を考慮して計画すること。
- (2) 本工事の計画・施工に関しては、国交省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事共通仕様書」及び「建築工事標準詳細図」によること。
- (3) 処理施設部分は、熱・臭気・振動・騒音・特殊な形態の空間形成等の問題を含んでいることに留意し、プラント機器の配置計画・構造計画並びに建築設備計画との深い連携を保ち、相互の専門知識を融和させ総合的にバランスのとれた計画とすること。
- (4) 職員の日常点検作業の円滑・安全な動線及び十分な補修・整備作業スペースを確保すること。
- (5) 消防法・労働安全衛生法・電気事業法等による標識・掲示板を配置すること。
- (6) 建物外部に取り付ける金物類は原則として SUS304 とする。
- (7) 工事に使用する材料の検査及び試験は、発注者立会いのもとで行うこと。

但し、公的機関またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる場合はこの限りではない。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

- (8) 意匠は周辺環境との調和を図り清潔感のあるデザインとすると共に、ユニバーサルデザインとすること。

#### 2) 本施設

##### (1) ペットボトル処理施設

###### ①受入ヤード

- ・受入ヤードは有効幅を 4m 以上とし、搬入車両が投入(荷下ろし)車両の障害となることなく作業ができる構造とすること。
- ・フォークリフトやホイールローダー及び搬出入車両の障害とならぬように柱等の計画を行うこと。
- ・受入ホッパ手前には高さ 200 mm 程度の車止めを設け、床面をコンクリート仕上げとし、2% 程度の水勾配を持たせること。
- ・受入ヤードは、トップライトや窓等で自然光を取り入れ、明るく

清潔な環境を保つこと。

- ・受入ホッパ付近の柱に安全带取付け用フック（丸環程度）を設けること。

## ②各種ヤード

- ・多種ヤードと区画し、荷下ろしまたは積込みがスムーズに行えること。
- ・貯留物容量や重量及びヤード内作業に応じた広さと強度を有すること。
- ・貯留物に応じて床洗浄を考慮すること。

## (2) 手選別室

- ①各種機器を収容する室は、機械の搬出入が容易にできるものとする。
- ②振動・騒音に対しては必要な対策を講じること。（要所に吸音材を施す等）
- ③窓等から出来るだけ自然採光を取り入れ、明るく清潔な環境を保つこと。
- ④防音・防じん・空調・換気等作業環境を十分に考慮すること。
- ⑤手選別作業で除去される処理不適合物を選別設備室より処理不適合物ヤードまで安全におろすように計画すること。

## 3) 管理関係諸室

### (1) 事務室

- ①各棟との連絡及び外来者・見学者の動線に配慮した適切な位置とすること。
- ②職員は12名程度計画すること。
- ③来場者の把握が容易にできる位置に計画すること。
- ④床はフリーアクセスフロアとすること。
- ⑤ミニキッチンを設置すること。（電気温水器つき）

### (2) 会議室

- ①収容人員は40名程度計画すること。

### (3) 休憩室等

- ①男子及び女子とも、それぞれ10名程度計画すること。
- ②ミニキッチンを設置すること。（電気温水器つき）

### (4) 書庫、倉庫

- ①湿気に留意すること。

(5) その他

- ①職員及び作業員がそれぞれ出入りできる玄関を設置すること。
- ②男女別便所及び多目的便所を設置すること。
- ③事務室及び休憩室にてテレビ視聴が可能な計画とすること。

2 構造計画

1) 基本方針

- (1) 建築物は上部・下部構造とも十分な強度を有する構造とすること。
- (2) 振動を伴う機械は十分な防振対策を行うこと。

2) 基礎構造

- (1) 建築物は地盤条件に応じた基礎構造とし、荷重の偏在による不等沈下を生じない基礎計画とすること。

なお、基礎計画に際しては、発注者が行った地質調査報告書を参考に  
にする。また、必要に応じ測量及び地質調査を実施すること。

- (2) 土工事は安全で工期が短縮できる合理的な工法を採用すること。

3) 構造計算

- (1) 構造計算にあたっては、構造種別に応じ関係法規・計算基準により  
計算すること。
- (2) 一般鉛直荷重と共に機械荷重（振動荷重を含む）・ピットの積載荷  
重・地下壁に作用する土圧・水圧等による組合せ応力の最大値を長期  
能力として設計すること。
- (3) 本施設は構造種別・高さにかかわらず「官庁施設の総合耐震計画基  
準及び同解説」のⅡ類を適用し重要度係数（ $\Sigma=1.25$ ）とし、この割  
増しを行った必要保有水平耐力に対し保有水平耐力を確保すること。
- (4) 建築設備工事の回転機器の荷重は、機器自重（架台重量を含む）の  
1.5倍以上を見込むものとし、プラント機器についてはプラント工事  
の条件提示により設計を行うこと。

4) 一般構造

(1) 屋根

- ①軽量化に努めると共に十分な強度を有するものとし、気密性を確保  
し悪臭の漏れない構造とすること。
- ②採光に配慮し換気装置を設けるものとし、雨仕舞と耐久性に配慮す  
ること。

## (2) 外壁

- ① 構造耐力上重要な部分及び遮音が要求される部分は、原則として鉄筋コンクリート造とする。その他耐風圧にも優れたものとする。
- ② 特に受入ヤード・ペットボトル処理室の外壁は、気密性を確保し悪臭の漏れない構造とすること。

## (3) 床

- ① 必要に応じ清掃・水洗い等を考慮し、床勾配・排水溝等を設置すること。
- ② 本施設 1 階の床は沈下の影響を受けない構造とすること。
- ③ 重量の大きな機器や振動の発生する設備の載る床は、床版の厚さや梁を有効に配置するなどの構造強度を確保すること。

## (4) 内壁

- ① 各室の区画壁は、要求される性能や用途上生じる要求（防火、防臭、防音、耐震、防煙）を満足すること。
- ② 不燃材料・防音材料等は、それぞれ必要な機能を満足するとともに用途に応じて表面強度や吸音性及び耐久性等他の機能も考慮して選定すること。

## (5) 天井

- ① 二重天井の場合、下地は軽量鉄骨を標準とし、設備との取り合いを十分に考慮し耐震性にも考慮すること。

## (6) 建具

- ① 防臭・防音を必要とする個所はエアタイトとし、遮音性能を十分発揮できるものを選定すること。
- ② 換気のため必要とする場合、換気回数を考慮したガラリを扉に設けること。
- ③ オーバースライダーは、手動式としアルミ製にすること。

## (7) その他

- ① 排水溝は各室の機能に応じ、水勾配及び深さを確保し、沈殿物の除去が容易な溝幅を確保すること。

## 3 仕上計画

### 1) 外部仕上

立地条件・周辺環境に配慮した仕上計画とする。違和感のない清潔感のあるものとし、全体の統一性を図ること。また、外壁の維持管理に配慮すること。

材料は経年変化が少なく耐久性・耐候性が高いものとする。

## 2) 内部仕上

薬品・油脂の取扱い・水洗い等それぞれの作業に応じて必要な仕上計画を採用し、温度・湿度等環境の状況も十分考慮すること。

## 3) 意匠

周辺環境に配慮し親近感のある建物とし、公共建築物として華美な外観を避け無駄のない清潔感のある外観とする。

厳しい条件下におかれる外壁・建具等は十分な維持管理を行うことで、長期にわたって竣工時の美観が保持でき、かつ経済性に優れた計画とすること。

## 4 建築仕様

### 1) 本施設

#### (1) 構造

- |             |   |
|-------------|---|
| ①ペットボトル処理施設 | 外壁:ALC版吹付タイル仕上げ(参考)<br>屋根:金属屋根(軒樋内ヒーター設置) |
| ②ストックヤード    | 外壁:ALC版吹付タイル仕上げ(参考)<br>屋根:金属屋根(軒樋内ヒーター設置) |
| ③管理施設       | 外壁:ALC版吹付タイル仕上げ(参考)<br>屋根:金属屋根(断熱工法)      |
| ④計量スペース     | 屋根:金属屋根(断熱工法)<br>(災害時に稼働可能な小型発電機)         |

#### (2) 建屋規模

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| ①建築面積 | 876.0 m <sup>2</sup> |
| ②延床面積 | 876.0 m <sup>2</sup> |

#### (3) 共通事項

- ①建物の配置はプラント全体計画に基づき、経済性・安全性・美観・維持管理の容易性を考慮して計画すること。
- ②本施設は、機能上必要な部分は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は鉄骨造として計画すること。
- ③本施設の屋根は材質・勾配等について、風土・気象条件を考慮すること。
- ④外壁と屋根の結露防止に配慮すること。



## 5 その他

- 1) 各室のそれぞれの用途・空間に応じ、最適な環境と省エネ効果を保持すること。
- 2) 断熱・結露防止の施工に際し、最適な構造及び工法を選択すること。
- 3) 建物内外の凍結について十分考慮すること。
- 4) 「ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物」の測定を行い、報告書を提出すること。

測定対象室は、原則として全ての居室及び常時換気しない書庫・倉庫等とする。

## 6 解体工事

- 1) 既存管理棟・計量機解体工事
- 2) 仮設設備解体工事（仮設ペットボトル減容機）
- 3) 既設加圧ポンプ移設及び仮設汚水槽撤去

### 第3節 外溝工事

#### 1 外溝工事

外溝施設については敷地の地形・地質・周辺環境との調和を考慮した合理的な設備とし、施工及び維持管理の容易さ・経済性を検討した計画とする。

##### 1) 構内道路

(1) 十分な強度と耐久性を持つ構造及び効率的な動線計画とし、必要個所に白線・道路標識・標示・カーブミラー・側溝・縁石等を設け、構内の交通安全を図ること。

(2) 構内道路の設計は構内舗装・排水設計基準（国交省大臣官房官庁営繕部整備課）によること。

交通量の区分 L交通 程度

設計CBR 4 程度

(3) 緊急車両が消防活動等を行う場所を確保すること。

##### 2) 構内排水設備

(1) 構内排水は施設内で使用する水量を十分に勘案し適切に排除すること。

(2) 道路や通路を横断する開溝部分は、必要によりグレーチング蓋付とする。また、グレーチングは跳ね上がり防止対策を行うこと。

(3) 側溝・排水柵・マンホール排水柵は、荷重に見合うものを設けること。

##### 3) 門・門扉

(1) コンクリート打放しの上補修程度とする。

(2) 門扉は引戸門扉を基本とする。

##### 4) 斜面復旧工事

敷地西側平地部分を既存斜面に復旧

#### 2 外溝工事仕様

##### 1) 構内道路

(1) 舗装仕様 アスファルト舗装

(2) 舗装面積 建物周囲部分

(3) 設計基準

①施工前に最終仕様を決定し、必要に応じて凍上抑制層や路床の安定処理を考慮すること。

②幅員は車輛仕様を十分に勘案し安全かつ円滑となるよう計画すること。

2) 門・門扉

(1)門柱

(2)門扉

3) フェンス

既存フェンスを含めた敷地周囲に設置する。(H=1100程度)

但し、西側フェンス1カ所及び北側2カ所(W=1800程度)を両開き式(雪降ろし用)とする。

## 第4節 建築機械設備工事

### 1 一般事項

- 1) 諸設備の設計・施工に当たっては、機械設備工事仕様書に定める仕様と十分連携をとると共に、装置・機械等の仕様・運転方法・維持管理方法についても共通化を図るものとする。
- 2) 設計・施工に当たっては、関係法令を遵守し地震・暴風雨等に対して十分安全な構造とするとともにプラント設備と協調させる。また、関係官庁の指導及び申し合わせ事項等に従うものとする。
- 3) 配管については、勾配・保温・塗装（配管種別色）・表示・耐酸・火傷防止・防露・防振対策等を十分考慮し、用途別に材質・保温・施工方法等の仕様等を定める。
- 4) 施工に先立ち施工計画書を提出し、発注者・監督員の承諾を受けるものとする。

### 2 空気調和設備工事

本設備は、必要な諸室を対象とする。

- 1) 温湿度条件は次表に示すとおりとする。

表 3-1 温湿度条件（参考）

区分	外気		室内	
	温度 [°CDB]	湿度 [RH%]	温度 [°CDB]	湿度 [RH%]
夏季			28	
冬季			20	

#### 2) 時間帯

(1) 8時間ゾーン 室名〔事務室、会議室、休憩室、手選別室〕

- 3) 熱源 電気式（ヒートポンプ冷暖房式）パッケージ形全熱交換器付程度

#### 4) 空気調和設備

冷暖房対象室の建築設備リストを提出し、各形式の冷暖房負荷を記載すること。

表 3-2 諸室空調設備仕様（参考） 単位 kJ/m<sup>2</sup> h

室名	暖房負荷	冷房負荷
事務室		
会議室		
休憩室（男・女）		
手選別室		

5) その他

パッケージユニットの起動方式は、原則として現場起動とする。

3 換気設備工事

本設備は、必要な室を対象とする。対象室は建築設備リストを提出・計画すること。

1) 換気方式等

換気方式及び換気量は建築基準法による他、プラント機器の発熱量を考慮し外気温度と許容室内温度を設定し、各室・場所に応じた設計・施工する。

2) 換気回数・温度条件等

- (1) 諸室の換気回数は、表 3-3「諸室換気設備仕様（参考）」による。
- (2) 換気量の算定に必要な室内熱負荷の条件は、プラント設備の熱負荷算出書等を基準として定める。
- (3) 換気を行う場所及び換気種別は、各室・場所に応じた設計・施工する。

3) 換気設備仕様

表 3-3 諸室換気設備仕様（参考）

室名	換気方式	換気回数（回/時）	備考
便所		10 回以上	必要により壁付換気扇（現場起動）を設ける。
倉庫、書庫		5～4	
居室（事務室、会議室、休憩室、手選別室）		1 人当り 30 (m <sup>3</sup> /h)	

注) ファン、ブロワ、空気圧縮機等に相当量の空気が必要な場合は、換気風量とは別に確保する。

4) その他

- (1) 壁付け換気扇は、シャッター、フード付とすること。

- (2) ファン等により給排気を行う場合には、給排気口から内部騒音が拡散しないように対策を講ずること。
- (3) 臭気の発生する場所の給気は新鮮空気とする。
- (4) 屋外に設ける機器、金物等は、錆対策を考慮した材質を使用し、設置場所備ついても配慮すること。

#### 4 給排水衛生設備工事

本設備は、必要な諸室を対象とする。対象箇所は建築設備リストを計画・提出すること。男女別及び多目的便所は必要場所に設置すること。

##### 1) 給水設備工事

- (1) 給水量は以下の条件から計算する。

手選別職員 [ ] L/人・日

事務職員 [ ] L/人・日

プラント給水

・ストックヤード散水量 [ ] L/m<sup>2</sup>・日

- (2) 給水方式等

別添する既設図より検討すること。給水圧力等を考慮して、追加ポンプ等の設備を検討すること。

- (3) その他

①給水栓、給水口、散水栓等は、使用場所に適したものを使用する。

②屋外に付ける給水栓は、原則として箱入りとする。

##### 2) 排水設備

- (1) 排水方式

- (2) 工場排水・生活排水は、隣接のごみ焼却施設の最寄りの汚水桝にて取合うものとする。その際、排水量を把握できるメーターを設けること。

①雨水等は、適切な方法により構内排水 U 字溝を経て外周排水 U 字溝に導く。

- (3) 排水器具等

①排水場所、必要器具等は諸室の使用用途を十分に考慮し適切に計画すること。

②排水管、汚水管の管径は、原則として器具排水負荷単位により決定すること。

③水を使用する本施設各室へは、原則として床排水（トラップ付）を設けること。

### 3) 衛生器具設備工事

#### (1) 衛生器具の取付場所

①衛生器具の取付場所は諸室の使用用途を十分に考慮し適切に計画する。

#### (2) 器具の形式等

①大便器(兼用形含む)は、節水形洗浄弁付またはロータンク付とし、温水洗浄便座付とすること。

②小便器は、センサー感知洗浄弁付大型ストール型とする。

③洗面器は、建築内装に合致した形式としポップアップ排水弁、鏡、化粧棚を付属品として取り付けること。

### 4) 消火設備工事

(1) 本設備は、消防法規、条例等を遵守し、実施設計に際しては所轄の消防署と協議の上、必要設備を設置すること。

#### (2) 消火設備

①所轄消防署と協議して、消火設備を設けること。

②消火器を置く場所へは、標識を設ける。また、屋外に設置する消火器は、専用の格納箱入りとすること。

③消火活動に必要なその他の設備は、所轄消防署と協議の上、適切なものを設けること。

④以下の箇所に消防設備に準じた

### 5) 給湯設備工事

対象箇所は建築設備リストを計画・提出すること。給湯水栓は混合水栓とすること。

## 5 配管工事

給水給湯、排水等の配管材質は基本的に下記によること。

表 3-4 配管材料一覧

種別	区分	資料名	略号	規格
給水管	屋内埋設	内外面ライニング鋼管	SGP-VD	WSP-034
	屋内一般	硬質塩化ビニールライニング鋼管	SGP-VB	JWWA-K-116
		水道用硬質塩化ビニール管	HIVP	JIS-K-6742
屋外	内外面ライニング鋼管	SPG-VD	WSP-034	
	水道用硬質塩化ビニール管	HIVP	JIS-K-6742	
給湯管 (一般)	埋設 その他	耐熱性塩化ビニールライニング鋼管	K-HVA	JWWA-K-140
		耐熱塩化ビニール管	HTVP	
		ステンレス鋼管	SUS	
汚水管	便所	硬質塩化ビニール管	VP	JIS-K-6741
		排水用鑄鉄管	CIP メカニカル	HASS-210
雑排水管 及び通気管		硬質塩化ビニール管	VP	JIS-K-6741
		亜鉛鍍金鋼管	SGP-W	JIS-G-3452
屋外排水		硬質塩化ビニール管	VU	JIS-K-6741
		遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）	HP	JIS-A-5303
衛生器具 との接続		排水用鉛管	LP	HASS-203

出典：廃棄物所処理施設の発注仕様作成の手引き（マテリアルリサイクル施設編）



## 第5節 建築電気設備工事

本設備は、「電気計装制御設備工事仕様」のうち、電気設備にて設けられる低圧配電設備の当該主幹盤から以降の建築電気設備とし、動力設備、照明・コンセント設備、弱電設備、電話設備等から構成される。建築計画に沿った設備計画とし、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成28年版）」のほか関連図書等の基準に準拠する。

### 1 一般事項

- 1) 諸設備の設計・施工に当たっては、第2章「電気計装制御設備工事仕様」に定める仕様と十分連携をとるとともに、装置・機器等の仕様、運転方法、維持管理方法についても共通化を図るものとする。
- 2) 設計・施工に当たっては、関係法令を遵守し、地震、暴風雨対策等に対し十分な構造とするとともに、建築機械構造と強調させる。また、関係官庁の指導及び申し合わせ事項等に従うものとする。
- 3) 消防法、労働安全衛生法、電気事業法等による標識、掲示板を設置する。
- 4) 保護方式については、原則として渦電流及び地銘保護装置を設け、プラント電気設備との保護協調を図る。
- 5) 配線、配管材料
  - (1) 配線
    - ①動力回路は耐火性能を要する場合は、耐火ケーブルとする。なお、ケーブルの中間接続は原則として認めない。
  - (2) 配管材料
    - ①動力回路  
屋内は、ケーブルダクト、ケーブルラック、電線管、PF管とする。  
湿気・水気の多い場所で使用する電線管は、厚鋼電線管または合成樹脂管を使用する。屋外は、ケーブルダクト、厚鋼電線管とする。
    - ②照明・コンセント回路  
屋内は、原則として電線管、レースウェイ等とする。湿気・水気の多い場所で使用する電線管は、厚鋼電線管とする。屋外は厚鋼電線管とする。また、地中埋設部は、ライニング鋼管、波付硬質ポリエチレン管等とする。コンクリート内に埋設する電線管は、金属管の他合成樹脂製可とう管またはPF管を仕様してもよい。
    - ③電線路の吊ボルトやボックス等の金属金具類は、溶融亜鉛メッキを施した物を使用する。

## 6) 塗装

- (1) 塗装については、耐熱、耐薬品、防食、耐色等を考慮すること。
- (2) 管路等の露出部分は、仕上塗装をすること。ただし、溶融亜鉛メッキした部分は塗装を省くことが出来る。また、湿気・水気の多い場所の金属管路等は、特に耐腐食塗装を施すこと。

## 2 動力設備工事

本設備は建築設備の各種ポンプ、送排風機、空調、給水、排水設備等に含まれる電動機類の電源設備とすること。

### 1) 動力制御盤

#### (1) 形式・構造

- ①形式及び構造は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）における制御盤に準じたものとする。
- ②原則として、機側に設け、現場操作機能を持たせる。なお、負荷が集中している場合は、共用盤としてよい。この場合は必要により現場操作盤を設けること。

## 3 照明コンセント設備工事

照明コンセント設備は、作業の安全及び作業能率と快適な作業環境の確保を考慮し、本施設全館及び外構の必要箇所に設計すること。

### 1) 分電盤

- (1) 分電盤の形式・構造は、鋼板製埋込型または壁掛形とする。
- (2) 居室外に設ける場合は、簡易防じん形とし、必要に応じて防湿、防滴形とする。
- (3) 盤内分岐回路は予備（10%程度）を設けること。

### 2) 照明方式等

- (1) 非常用照明、誘導灯、誘導標識等は建築基準法、消防法に準拠して設置すること。
- (2) 全般照明を基本とする。装置機器等の点検上必要な箇所は、局部照明を行うこと。
- (3) 非常照明設備は法的設置義務のない部分についても停電時の安全性を考慮し設置すること。
- (4) 事務室の照明は、モニタ操作、I T V監視作業を十分考慮したものとすること。
- (5) 洗面器の鏡上灯を取り付けること。

- (6) 最寄りの分電盤から外灯へ配電すること。
- 3) 照明器具等
  - (1) 照明器具は各室の環境に合ったものとし、光源は省エネ・維持管理・経済性を考慮し原則LED灯を使用すること。
  - (2) 照明器具は、用途及び周囲条件により、防湿、防雨、防じん、防滴、防爆、和風サークラインタイプを使用すること。なお、破損の危険性がある場所はガード付とすること。
  - (3) プラットホーム等の高天井付器具については、保守点検上支障のないよう必要な箇所には、昇降式を採用すること。また、必要により防湿、防じん形灯具を使用すること。
- 4) コンセント
  - (1) コンセントは一般コンセント(2口コンセント)、機器用コンセントを必要により設けること。
  - (2) コンセントは維持管理性を考慮した個数とし、用途及び使用条件に応じて防じん、防雨、防爆、防湿型とすること。また、床洗浄を行う部屋については床上70cmに取り付けること。
  - (3) プラットホームに防水形コンセントを設けること。
- 5) 外灯
  - (1) 照明器具の仕様は原則LEDとする。
  - (2) 周辺環境、防犯性、施設との調和を考慮した配光計画とする。
  - (3) ソーラータイマー等により自動点灯、深夜の消灯が行える制御とする。

#### 4 その他工事

##### 1) 自動火災報知機設備工事

- (1) 受信盤 [ ] 型、[ ] 級、[ ] 面
- (2) 感知器 種類 [ ]、形式 [ ]
- (3) 配線及び機器取付工事(消防法に基づき施工) 一式  
また、既存粗大ごみ処理施設及び廃プラスチック処理施設と連携すること。

##### 2) 電話設備工事

内線は、既設ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設より回線(2回線)を引き込むこと。

- (1) 自動交換機 型式 電子交換式  
 局線 [ ]  
 内線 [ ](各電話機に、内線番号票を付けること)
- (2) 電話機 型式 プッシュホン、[ ] 台
- (3) ファクシミリ [ ] 基
- (4) 設置位置
- ① 建築設備リストに記載すること。
  - ② 必要により電話機設置場所に表示をする。
  - ③ 粉じんの多く発生する箇所に設ける電話機は、防じん形ボックスに収納する。
- (5) 配管配線工事 1 式（電話専用の配管を施工すること）
- (6) 機能
- ① 必要な箇所から、局線への受発信、内線の個別・一斉呼出、内線の相互通話ができるものとする。
- 3) 放送設備  
 管理棟事務室より一般車利用施設に緊急放送が行えること。
- 4) 拡声放送設備工事
- (1) 増幅器型式  
 プリメインアンプ、操作パネル、AM、FM ラジオチューナ内蔵型、一般放送、非常放送（消防法上必要な場合）兼用、放送用レピータ（時報チャイム付）、ページング機能を備えたものとする。  
 [ ] W、[ ] 台
- (2) スピーカ  
 トランペット、天井埋込、壁掛け型  
 [ ] 個  
 スピーカは、場所別に適切な形式、容量、配置とし、騒音、音圧、明瞭度について十分考慮したものとする。
- (3) マイクロホン  
 事務室に設置  
 [ ] 型、[ ] 個
- (4) 設置位置
- ① 建築設備リストに記載すること。
  - ② 放送用音響装置の設置場所は、事務室とすること。

5) インターホン設備工事

(1) 型 式 相互通話式 (各既存施設相互)

(2) 設置位置

①本施設玄関にインターホンを設置し、事務室との連携をとること。

6) テレビ共聴設備工事

(1) 設置箇所

①建築設備リストに記載すること。

②アンテナを設置する。